

資料Ⅲ 勸奨資材例

災害発生時に備えて 個別避難計画を作りましょう！

個別避難計画とは？

○災害発生時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者等(※「避難行動要支援者」といいます。)について、一人ひとりに対して避難を支援できるよう、避難先や避難支援の方法などを記載した計画の事です。

○令和3年の災害対策基本法改正により、個別避難計画を作成することが区市町村の努力義務とされています。

個別避難計画については、こちらの動画でも紹介していますので、御視聴ください。(リンク:東京都HP)



避難行動要支援者

以下のいずれかに該当し、社会福祉施設等に入所していない方

- ①要介護認定3～5の方
- ②身体障害者手帳1・2級の方(心臓、じん臓機能障害のみで該当する方は除く)
- ③愛の手帳1・2度の方
- ④精神障害者保健福祉手帳1・2級の方
- ⑤市の生活支援を受けている難病患者の方

何を記入するの？

○ご自身の身体の状態、緊急時の連絡先、避難場所、避難経路、避難を支援してもらう方などを記入します。

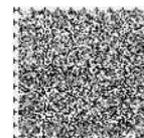
何のために作成するの？

○災害発生時に、お住いの地域で想定される被害の状況を確認し、「どこへ」「どのように」避難するのか、「どのような支援が必要か」といったことをあらかじめ決めておくことで、災害の発生に備えておくものです。

個人情報取り扱いについて

○事前提供に同意いただいた方についてのみ、平常時から、作成した計画の情報を避難支援等に関わる関係者に提供します。

○ただし、同意いただいていない方についても、災害発生時には、避難支援等に必要範囲で、計画情報を避難支援等に関わる関係者に提供させていただきます。





平常時から災害が発生した時のことをイメージし、あらかじめ災害に備えて準備しておく必要があります。災害発生時に慌てず、避難行動をとれるよう、次のポイントを押さえてご作成ください。



個別避難計画の作成にあたっては！

1. お住まいの地域のことを知しましょう！

各自治体で作成されているハザードマップなどの資料により、災害発生時にお住まいの地域で想定される被害の状況を確認してください。

2. 避難先・避難経路を検討しましょう！

お住まいの地域で想定される被害の状況や居住環境、ご自身の身体の状態等を踏まえ、ご自身にあった避難先や避難ルートを検討します。

3. 災害発生時に支援を求める人を決めましょう！

ご家族やお住まいの地域の方等と相談し、避難の際に支援を求める人を決めておきます。

4. 避難する際に必要なものを準備しておきましょう！

防災備蓄品、常備薬など避難先での生活に必要なものを、災害発生時にすぐ持ち出せるよう整理して、平常時から準備をしておきます。

5. 実際の避難を想定し、避難支援者と計画情報を共有しましょう！

災害発生時の避難対応に備えて、作成した計画の情報を避難支援者へ提供し、共有します。

(留意点)

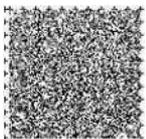
- ・個別避難計画は、計画に基づく避難支援等が必ず実施されることを保証するものではありません。
- ・また、避難を支援する者等に対し、法的な責任や義務を負わせるものではありません。

お問合せ先



TEL:〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

MAIL:〇〇〇〇〇〇@〇〇〇〇



個別避難計画の作成について ご協力のお願い

- 令和3年の災害対策基本法改正により、災害時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者について、「個別避難計画」を作成することが、区市町村の努力義務とされました。
- 災害発生時の避難行動要支援者への避難支援等を実効性のあるものとするため、計画作成に取り組んでいます。

個別避難計画とは？

個別避難計画については、こちらの動画でも紹介していますので、御視聴ください。(リンク:東京都HP)

- 災害発生時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者等(※「避難行動要支援者」といいます。)について、一人ひとりに対して避難を支援できるよう、避難先や避難支援の方法などを記載した計画のことです。



避難行動要支援者

以下のいずれかに該当し、社会福祉施設等に入所していない方

- ①要介護認定3～5の方
- ②身体障害者手帳1・2級の方(心臓、じん臓機能障害のみで該当する方は除く)
- ③愛の手帳1・2度の方
- ④精神障害者保健福祉手帳1・2級の方
- ⑤市の生活支援を受けている難病患者の方



個別避難計画の作成に当たっては、「福祉専門職」の方などに参画いただくことが重要と考えています。

協力を依頼する目的は？

- 個別避難計画を実効性のあるものとするためには、避難行動要支援者本人の心身の状況や生活実態を把握されている「福祉専門職」の方などの協力が必要です。
- 例えば、介護支援専門員や相談支援専門員の方などは、介護保険サービスの利用者について、日頃からケアプラン等の作成を通じて、避難行動要支援者本人の心身の状況や生活実態をよく把握されており、本人との信頼関係が構築されていることなどから、計画作成に「福祉専門職」の方の参画を得ることが重要と考えています。

福祉専門職の方などに参画いただき、本人の心身の状況や生活実態を踏まえた、実効性のある計画にする必要があります。

計画の内容は？

- 個別避難計画には、避難行動要支援者の身体の状態、緊急時の連絡先、避難場所、避難経路、避難を支援してもらう方を記入します。
- 避難行動要支援者が住んでいる地域で想定される被害の状況や居住環境、ご本人の状況等を踏まえ、避難先や避難経路、避難を支援してもらう方などを検討します。

個別避難計画は、本人の同意に基づき、平常時から避難支援等関係者に提供し、災害発生時の避難支援に活用します。

計画に基づく避難支援の結果への責任は？

- 個別避難計画は、計画に基づく避難支援等が必ず実施されることを保証するものではありません。
- また、計画の作成主体である区市町村や、福祉専門職の方など計画の作成事務の一部を受託した者、その他、計画作成の関係者、避難支援をするもの等に対し、避難支援等の結果について法的な責任や義務を負わせるものではありません。
- 計画は、災害発生時の避難行動要支援者の避難の円滑化や避難行動への支援の可能性を高めるものという位置付けとされています。

○近年の災害においても、多くの高齢者や障害者等の方々が被害に遭われている状況を踏まえ、災害発生時の避難支援等を実効性のあるものとするためには、個別避難計画の作成が有効とされたことから、令和3年の災害対策基本法の改正により、計画作成が区市町村の努力義務とされました。

○**個別避難計画は、避難行動要支援者の命を守るための計画です。計画を実効性のあるものにするため、計画作成への御協力をお願い致します。**

お問合せ先



TEL:〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

MAIL:〇〇〇〇〇〇@〇〇〇〇

個別避難計画に基づく 避難支援についてご協力をお願い

- 令和3年の災害対策基本法の改正により、災害発生時に自ら避難することが困難な避難行動要支援者について、「個別避難計画」を作成することが区市町村の努力義務とされました。
- 災害発生時の避難行動要支援者への避難支援等を実効性のあるものとするため、計画作成に取り組んでいます。

個別避難計画とは？

個別避難計画については、こちらの動画でも紹介していますので、御視聴ください。（リンク：東京都HP）

- 災害発生時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者等（※「避難行動要支援者」といいます。）について、一人ひとりに対して避難を支援できるよう、避難先や避難支援の方法などを記載した計画のことで



避難行動要支援者

以下のいずれかに該当し、社会福祉施設等に入所していない方

- ①要介護認定3～5の方
- ②身体障害者手帳1・2級の方（心臓、じん臓機能障害のみで該当する方は除く）
- ③愛の手帳1・2度の方
- ④精神障害者保健福祉手帳1・2級の方
- ⑤市の生活支援を受けている難病患者の方



避難行動要支援者への避難支援の必要性

- 平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号、令和2年7月豪雨など近年の相次ぐ災害において、高齢者や障害者が被害を受けていることを踏まえ、災害発生時の避難支援等を実効性のあるものとするため、令和3年の災害対策基本法改正により、個別避難計画の作成が区市町村の努力義務とされました。

- 個別避難計画は、災害発生時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者等の避難行動要支援者を対象としており、避難行動要支援者の避難の可能性を高めるため、「避難」に対する「支援」が必要です。

避難支援等実施者が行うこと

- 災害が発生し、又は
災害が発生するおそれがある場合に、
個別避難計画に基づき、避難行動要支援者への
「避難支援等」を行います。



- 「避難支援等」とは、災害発生時等の避難情報の伝達、安否の確認、避難所等への避難に同行することなどの支援行動のことです。
その他、個別避難計画を活用した避難訓練等への参加といった平常時における取組への御協力もお願い致します。

【お願い】

- 個別避難計画は、避難行動要支援者への避難支援等を実施する者に、法的な義務や責任を負わせるものではありません。
- 災害発生時には、支援者ご自身も被災される可能性があるため、避難行動要支援者が必ず避難できるという結果を保障するものではなく、支援者にはできる範囲で協力いただくこととなります。
- 支援者は、ご自身や、ご家族の安全を最優先にいただき、支援者が行う避難支援等は、できる範囲でご協力いただくことで問題ありません。
- 個別避難計画は、避難行動要支援者の命を守るための計画です。
避難の円滑化や避難の可能性を高めるため、
避難支援等実施者としてのご協力をお願い致します。



お問合せ先



TEL: 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

MAIL: 〇〇〇〇〇〇@〇〇〇〇